

小田原市商業者等の地域貢献に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商業がまちのにぎわいの創出及び地域社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業の振興及び商業者等による地域社会への貢献を推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の基盤強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 市内において小売業、サービス業その他の商業を営む者及び当該事業の用に供する店舗を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他の商店街の活性化を目的として商業者が組織する団体で、市内において事業又は活動を行うものをいう。
- (3) 地域経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商店会の連合体その他これに類する団体をいう。
- (4) 大型店 市内に存する大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (5) 商業者等 商業者、商店会及び地域経済団体をいう。

(基本理念)

第3条 商業の振興及び商業者等による地域社会への貢献の推進は、商業者等及び市が相互に連携し、市民の理解と協力のもと、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、他の地方公共団体、商業者等及び市民と連携して、商業の発展に資する施策を推進するものとする。

- 2 市は、商業者等が行う商業の振興のための事業（以下「商業振興事業」という。）を推進するため、必要な支援に努めるものとする。
- 3 市は、商業者等が行う地域社会への貢献活動に対する支援に努めるものとする。

(商業者の責務)

第5条 商業者は、創意工夫により自らの事業を発展させるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、市民の良好な生活環境に配慮した事業を展開し、地域社会への貢献に努めるものとする。

- 2 商業者は、商店会及び地域経済団体と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。
- 3 商業者は、地域にある商店会及び地域経済団体に加入し、事業経営に資する情報の収集及び他

の商業者との交流を行うよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供するとともに、地域のにぎわいの創出と地域コミュニティの形成への役割を果たすため、地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、商業者及び地域経済団体と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。

3 商店会は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

4 商店会は、小田原市商店街連合会（昭和25年5月25日に小田原市商店街連盟という名称で設立された団体をいう。）に加入し、他の商店会と連携するよう努めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第7条 地域経済団体は、商業者の事業活動に対する支援を行うことにより地域における商業の持続的な発展を図るとともに、地域社会への貢献に努めるものとする。

2 地域経済団体は、商業者及び商店会と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。

3 地域経済団体は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、商業振興事業について理解するとともに、商業者等による地域社会への貢献活動に協力するよう努めるものとする。

(大型店を設置する者等の責務)

第9条 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域における次に掲げる事業（以下「地域貢献事業」という。）の実施に努めるものとする。

(1) 地域のにぎわいづくりに関する事業

(2) 地域との交流に関する事業

(3) 安全及び安心に暮らせる地域づくりに関する事業

(4) 自然環境及び生活環境に配慮した取組に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域社会への貢献に関する事業

2 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域にある商店会及び地域経済団体に加入し、当該大型店の周辺の地域の商業者との共存を図るよう努めるものとする。

(地域貢献事業計画等の作成及び提出)

第10条 大型店を設置する者は、規則で定めるところにより、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者の地域貢献事業の実施に関する計画（以下「地域貢献事業計画」という。）を作成し、当該年度4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、大型店を新設する場合における最初の地域貢献事業計画にあっては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度の地域貢献事業計画を、当該大型店の営業を開始する日から30日以内に市長に提出し

なければならない。

- 2 前項の規定により地域貢献事業計画を提出した者は、当該地域貢献事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、変更後の地域貢献事業計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による提出を行った者は、規則で定めるところにより、毎年度（大型店を新設する者にあつては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度を除く。）5月31日までに前年度における地域貢献事業の実施状況について市長に報告しなければならない。ただし、当該提出を行った者に係る大型店が大型店でなくなったときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による提出又は前項の規定による報告を受けたときは、規則で定める方法により、それらの内容を公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている大型店の設置者が地域貢献事業計画の実施状況について報告する場合における第10条第3項の規定の適用については、同項中「大型店を新設する者にあつては、当該大型店の営業を開始する日の属する年度」とあるのは、「平成25年度」とする。